

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	令和4年6月9日（木）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 議事堂			
出席委員	委員長	黒川勝好	副委員長	奥田信宏
	委員	水野智見	委員	伊藤俊一
	委員	中村英子	委員	佐藤茂
	委員	安藤洋一		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江淳一	副町長	加藤正人
	産業建設部長	肥尾建一郎	土木農政課長	東方俊樹
職務のため 出席した者	議長	佐藤茂	議事務局長	小島昌己
	書記	萩野み代	主任	大竹孝平
付託事件	議案第30号 蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について 議案第34号 町道路線の認定について			

○委員長 黒川勝好君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

また、本日は付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打ち合わせを行いますので、ご承知おきを願います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから防災建設常任委員会を開催いたします。

本委員会に付託されております案件は2件でございます。慎重に審査をお願いいたします。審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、こんにちは。

防災建設常任委員会の開催に当たりまして、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

大変お忙しい中、定時までにお集まりいただきましたことを感謝申し上げます。

午前中の総務民生常任委員会でもお話をいたしました。コロナの感染がやや落ち着いてきた状況ではありますが、愛知県の1日の罹患者がまだまだ1,000人を超している状況でありますので、知事としても、まだ非常にちょっと警戒心の強い発令を今しておりますけれども、徐々にこれも落ち着いてくるんじゃないのかなと。

一応そんな中で、6月15日でありますけれども、4回目の接種ということでご案内のこういうグリーン色の紙が全戸に配布をされる予定であります。ご存じだと思いますが、60歳以上の方、高齢者の方、そして基礎疾患をお持ちの方を4回目の対象にということで、3回目の方も打っていただくことができますし、接種券が来たときに保健センターに問い合わせをいただければありがたいと思いますが、基本的には集団接種と個別接種で、主に蟹江町の17の医療機関で個別接種を受けていただく。それから、集団接種としては7月16日と8月7日、これもご案内があると思いますが、集団接種として蟹江町の保健センターで行いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのときに打たれるのは、多分7月16日はモデルナ、7日はファイザーになるのではないかな。個別接種で打たれるところは、お医者さんどちらも扱ってみえるところもあれば、ファイザーしか扱ってみえない医療機関がありますので、ここはもうそれぞれでお問ひ合わせをいただきまして、積極的に接種をしていただきますようによろしくお願ひをしたいと思ひます。

また、お知ひ合ひの方がございましたら、高齢者でない方でも、まだ3回目の接種がお済みでない方でも打つことができますので、ぜひとも保健センターに問ひ合わせをいただき、一日も早いワクチン接種にご協利いただけるとありがたいかなと。

そして、一日も早く正常な生活に戻るように、我々行政方もしっかりとやらせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません、本日の委員会に付託をされました案件2件でございますが、大変重要な案件でございますので、慎重審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、挨拶とさせていただきます。お願ひします。

○委員長 黒川勝好君

ありがとうございます。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願ひをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきよう、よろしくお願ひをいたします。

それでは、1つ目、議案第30号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明ございますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございますか。

○委員 水野智見君

1 ページ目の4番のところの自転車歩行者専用道路の有効幅員は、蟹江町道路の構造の技術的基準を定める条例云々より幅員の値以上とすると書いてあるんですけども、それからあともう一つ、5番目のほうも有効幅員を町の定める値以上と書いてあるんですけども、これは2つ、それぞれ以上というのはどれぐらいのあれなんですか。

○土木農政課長 東方俊樹君

ただいまの質問にご回答させていただきます。

まず、4番にあります自転車歩行者専用道路の有効幅員でございますが、こちらは有効幅員4メートル以上となっております、5番目にあります歩行者専用道路に関しましては、有効幅員は2メートル以上というふうになっております。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか、水野委員。

○委員 水野智見君

はい。

○委員 中村英子君

今回のこの条例改正では、今までは歩行者は歩行者、今度は歩行者と自転車というのは、必ず同じ感覚で見るのかなと思うんですけども、これは新規の道路に対して適用していくというようなこともないと思うけれども、現状の歩道との兼ね合いでどういうふうに捉えたらいいんでしょうか。現状は現状のままで、蟹江町の歩道の幅というのは大体どれくらいの基準でつくられているのかというのははっきり分かりませんが、現状は現状のままで、この適用するところはどこに適用していくんですか。

○土木農政課長 東方俊樹君

ご回答させていただきます。

こちらに関しましては、新規で行った場合の幅員ということになりまして、今までのものにつきましては旧基準等もございますので、ちょっとまばらなところがございますが、現状は、新規、改築を行った場合に対しての適用ということになります。

以上でございます。

○委員 中村英子君

そうしますと、今蟹江町の現状というのは、場所にもよるかもしれないけれども、おおむね旧基準というのはどれだけの基準だったのか、私はよく分かりませんが、それで今回新しい道路ということになると、適用するところは思い浮かばないんですが、どういうところでこれ適用しようとするんですかね、ちょっと思い浮かばないんですけども。

○土木農政課長 東方俊樹君

新規の道路ということですが、今進めております南駅前線だとか、そういった道路に関してはこの新基準でということになるかと思えます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

そうすると、今蟹江町で予定されているのは、これからも出てくるけれども、その南駅前線がこの基準で当てはめてやらなければいけない場所だということになるんですか。ほかには別にちょっと思い当たるところもないので、みんな旧だと思ってしまうんですけども、そういうあれでいいということなんですね。

それで、この道路と自転車ですけども、これの安全性というのは、特にこういうふうになった場合でも現状と変わらないのか、何か安全基準というものもやっぱり変わってくるんでしょうか。どういうふうになっているんでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

特に変わりはないというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

特に変わりはないと。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

ご質問にお答えします。

自転車歩行者道路とか、自転車専用道路とかございますが、特に道路の設計上の構造は変わりますけれども、そこに新たに規制をかけるとか、交通上の規制を新たにかけるということとはございませんので、その辺はまた警察との協議になるところかとは思いますが。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○委員 中村英子君

ちょっとイメージがよく分からないんですけども、横断歩道だと自転車は自転車でこっちと矢印があって、人が歩くところは人が歩くところというふうになってはいますが、この幅が4メートル以上ということになって、そうした場合も、そういうきちんとした区分けというものはこの道路にはつくられるんですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

今回、歩道とか自転車歩行者道路、今混在するような道路の話ですけども、自転車歩行者道路については特に区分けはございません。逆に、自転車専用道路とかになる場合は、自転車が走る部分がそれはしっかりとそこを位置づけられます。その種別によって区分けが変わってくるような状況でございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

どういう種別によって変わってくるんですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

まず、道路全体の話をさせていただきますと、一般の一つの道路の中には歩道と車道というものが構成されて、歩道という部分については、自転車も歩行者も今走れるような状況になっております。その部分が一般的に自転車歩行者道路という形になります。

逆に、最近サイクルロードなど自転車専用道路とか、あと歩行者のみが通るような歩行者専用道路というものがございまして、そういうものに位置づけられた場合は、自転車のみ、歩行者のみというような形である程度規制はかかってきます。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。まだ。

○委員 中村英子君

それはそうだね。それはそうなんだけれども、今この条例で見ると、自転車と歩行者が

同じところを通ってもいいよという、そういう道路ではないんですか、今説明しているのは。その道路のときに、そういう安全的な区分けがあるのかどうかということを知っているんですけども。歩行者専用道路、自転車専用道路というのは、それは当たり前なもので、必ずそうだと思うんですけども、今、町内にあるのは歩行者専用道路だけなんですか、全部。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

現在、蟹江町内にある道路では、歩道部分については特に歩行者専用道路とか自転車専用道路という区分けはございませんので、自転車、歩行者が通行することは可能となっております。

以上でございます。

○委員 中村英子君

そうなもので、4メートルとかという幅に広げた場合に、そのすみ分けというか、区分けして安全性を高めるというようなやり方が取られるのか、そうではないのかということを知っておるんですけども。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

交通の安全上という観点から、その辺は警察と協議して、自転車歩行者専用道路という形であっても自転車レーンみたいな形で自転車専用に走るといったような規制をかけたりとか、そういうことを行うことはできます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

そういう区分けというか、そういうことは可能であるということなんですか、そうやって安全性をやっていくと。はい、分かりました。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

○委員 中村英子君

はい。

○委員長 黒川勝好君

ほかにもございますか。

(発言する者なし)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第34号「町道路線認定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明ございますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、補足説明をさせていただきます。

今回、路線認定の提案をさせていただきました南駅前線を都市計画事業として着手するにあたりまして、国費を活用する手続き上、愛知県より都市計画の事業認可を取得し、国へ交付申請を行いますが、平成30年度の国交省の街路事業における適切な事務処理の実施についてという通達では、国費の採択要件が道路法に基づくものであるため、「国への交付申請時には路線認定が必須」と明記がなされております。そのため、今年度から都市計画道路南駅前線の整備に国費を活用するにあたりまして、未整備の路線ではありますが、事前に路線認定を行うものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 黒川勝好君

補足説明が終わりました。

何か質疑ございますか。

○委員 中村英子君

今のご説明で、何で今道路ができていないのに認定するんだという、私疑問を持っておったことがちょっと分かったんですが、そうしますと、申請時に認定されている必要があるということですが、例えば仮の話ですが、これが道路として完成しましたとってそのときに認定申請したら、もちろん認定はされるんですが、そのときに例えばここにかかった費用の補助金を利用するという意味ですよね、今言ったことは、補助金を利用するという意味なので、この補助金の利用のためにできていない道路を道路として認定するという話ですので、非常に何か不可思議な感じがするんですが、じゃ、この国費というのは何年度にわたって、どれぐらいこの道路に落とされるんですか、来るんですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えさせていただきます。

今の街路事業の国庫補助の期間でございますが、今基本的には1事業5年間で計画を立てます。そのうちの補助率としましては、約50%と今なっております。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

中村委員、いいですか。

○委員 中村英子君

いや、よくないよ。

ちょっとこの5年間で50%という話なんですけれども、この対象ですが、じゃ、例えばこの道路を開通するまでの整備にあたってはいろいろな問題が、物件の移転もしなければいけないし、様々な課題とか問題があるんですけれども、それで総額幾ら幾らと出して出されているわけですが、この5年間50%というのは具体的にどういう事業、ただかかる見込みの中の50%をくれるということなんですか、全体のその工事費の。全体にいろいろなことがかかりますよね、物件移転もかかるし、ほかのこともかかるんですけども、そういうものに対して50%なんですか、何に対する50%ですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

国庫補助の対象は事業の着手からですが、調査の段階から設計等も全てみることができます。また、皆さんの用地に対しても国庫補助は出ることはできますし、あと建物なんかの補償費なども全て国庫補助の対象となっております。最終的には道路の築造費、それも国庫補助の対象となっております。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

総予算の50%ということね。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

はい、そうです。

○委員 中村英子君

ああ、そういうことね。はい、分かりました。

今委員長が言ったように、かかる全ての費用の50%という意味なんだね。これが5年間対象になるということですかね。そういうことなのね。

それで、今この道路の進捗状況ですけども、これやるということで始まっているかと思うんですけども、現時点でこれまだスタートしていないわけだから、進捗といってもちょっと答えようがないかもしれないけれども、まだ着手前と考えるのか、もう着手して経費はある程度かかっているというふうに捉えたらいいのか、どういう状況に今あるというふうに捉えればいいんでしょうか、現時点での対応の仕方ですけども。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

正式には、この南駅前線の事業認可というものが今月の末に県のほうから認可が下りる予定をしておりますので、ここがスタートラインとして考えていただければと思います。それが一応都市計画事業の着手のスタートだということになるろうかと思いますが、事前にもう地元のほうにはこういう事業があるということで説明会などは実施しておりますので、その辺



はもう地元調整については、今の段階ではやってございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

今さらこうやって言うとは何だろうという話になるかもしれないんですけども、これちょっと町長にもお聞きしたいなと思うんですが、前回も代表質問で言わせていただいたとおり、非常に大きな大型事業というものが蟹江町たくさんあって、手つかずのもの、先送りになっているものというのが随分あるわけですよ。その中の一つで、この南駅前線ということも重要な路線の一つとして捉えてきてはいるところでもあります。

しかし、この事業費というのが、前回の説明か前の説明では、6年か7年くらいで20億円だか30億円、それで済むのか、済まないのかもよく分かりません。大ざっぱで、もうそれぐらいのお金がかかるよというご説明があったかと思うんですね。しかし、この道路を見ますと、大体長さが370メートルで、もともとこれは都市計画道路として計画の中にあるものではありますけれども、距離にすると、これ歩いて5分もかからないというか、5分程度の距離のところですよ、駅前で。しかも、それだけのお金がここに今後費やされるんですけども、この自動車の台数の調べだとか、それからこの乗客の数だとか、そういうようなことを考えたときに、これって果たしてこの事業を、計画にあるし、どちらにしても新本町線からJRの駅まで通さなければいけないという課題の中でやってはいることではあるけれども、全体計画の中の位置づけや、ちょっとこれはどうなんだろうという考えがしないでもないですよ。ということは、ここに入る道路というのは、近鉄の蟹江駅前から一方通行でここまで来るものはずっと道路として入っていくわけですけども、これの道路にこれだけのお金を何年間もかけてやるというメリットというのが非常に低いという感じがするんですよ。今、やるやるでやることにして、議会もやれやれみたいだったんですけども、ちょっとよく考えてみると、どうなんだろうということを思わざるを得ないんですが、様々な大きな事業がある中で見直すべきは見直す必要があるし、見直していけないものもあるかもしれないけれども、この事業の位置づけというか、そういうものについて、町長はどんなふうに考えてみえるでしょうか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

まずは、私のほうからお答えさせていただきます。

数ある都市計画事業の中でこの南駅前線は、町としましてもその街路の中では優先的に整備すべきである道路だということで今認識はしております。その理由としましては、南のJR蟹江駅に対して南からのアクセスとしまして歩道が設置される、先ほどの議案にもあったように、歩道が設置してあるような道路が今整備されていないという状況もあります。その中で、安全に南から駅へのアクセス道をまずは整備すること、それと、ただ道路を整備するのではなくて、南の旧市街地における防災性の向上など、あと環境の改善なども目的とし

ておりますので、この道路を造ることで、南の旧市街地の新たな再開発なども今後予定する必要はあるかと考えておりますので、そういうものも含めて、まちづくりの一環としてこの道路整備は必要だと認識はしております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

今の一応部長がお答えをさせていただきました。

中村委員も多分ご認識があると思いますが、平成7年、8年、9年にわたって南北を貫く新たな幹線が蟹江町にはないんじゃないかということで、新本町線の蟹江町の議会の中でも議論をされ、我々も議員として地域の皆さんにご協力をいただき、今現在、消防署の南まで南北に連なる道ができました。これは蟹江町にとっても大変大きなアクセス道路としての役目を果たしているわけでありまして、実際、そのJRの駅がいつ整備をされるかという未知数の中で、そこから北までが地域として計画はあったものの進みませんでした。

議員の皆様方のご協力をいただき、JRの蟹江駅が一昨年の1月31日に供用開始をされ、今現在、パーソントリップ、乗降客でも計画のときと比べると2倍強の乗降客が今蟹江駅を使っているというふうでございます。

話にありましたように、JRの駅の南側の旧市街地の安心・安全の要にもなる道路が、やっぱり一本ここにあればということ、もう何十年前からの悲願でありましたので、今回、確かに大きなお金はかかりますけれども、旧市街地がここにございますので、この再開発も含めて市街化地域をしっかりと盛り立てていきたいなというのも、私の中にございます。

ただ、もっと早く着手していればという話も中村委員からいただきましたが、まずは拠点づくりをして、北と南のルートをしっかりと考えた上で、JR、そして近鉄の往来をしっかりとここでつけていけばいいのかなというような感じでありまして、ご理解をいただければありがたいというふうに思っています。

○委員 中村英子君

消防署はどういうふうに考えているのか、前に説明があつたかもしれませんが、ちょっと私は消防署がどうなるかということについてちゃんと認識していませんので、消防署というものはどのように考えたらいいんでしょうか、この道路ができた暁には。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

現在の南駅前線の計画の中では、消防署の建物自体はかかるような状況ではございません。支障になるのは、消防署の駐車場や訓練用地などは道路区域にかかろうかと思われまして。

ただ、この事業の中で、その代替地として消防署に対しては補償の対象になりますので、今後消防署とも協議はさせていただきますが、この事業の残地を含めて、近隣での代替地が確保できるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員 中村英子君

結局、消防署そのものの建物とかそういうのはここにそのままという、現時点での考えなんですか。訓練するところだとか、駐車場とかはどういうふうにこれを確保していくんですかね。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、お答えさせていただきます。

建物については、現段階では道路用地にはかからないということで、そのまま残ることにはなろうかと思いますが、その辺は今後もしっかりとまた消防署と協議をさせていただきまして、消防活動に本当に支障にならないような状況で継続できるように、そこはしっかりと調整はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

将来でありますけれども、総務省消防局のほうは消防署の本部の一元化ということで、日本各地で消防本部の統合を、今、実は進めておるのが現実であります。

蟹江町としましては、海部郡で唯一消防本部を持っております町村であります。それで、現在、今消防指令を十四山のほうに持っていき、4市2町1村が共同で指令業務を行っておるわけでありますけれども、これも数年先には更新ということで数十億円の歳出が見込まれていると。ただ、この機に名古屋市との消防本部のいわゆる共同運行をしようじゃないかという、今度ステップアップした状況で今論議が交わされているわけでありまして、令和6年度を皮切りに尾張東部のほう、そして名古屋市、そして西部、これを巻き込んだ消防指令の考え方がスタートする予定であります。

そんな中で、最終的には、この消防署の建物等々についての耐久、それから長期の考え方の中で、別のところを代替地を使わなければいけない状況が、ひょっとしたら建物自身が出てくるような状況があるのではないかなと、それまでは、まずしばらくは訓練場、そして駐車場等々についての代替地をしっかりと探していき、運用していければなど。

ただ、消防指令につきましても、これからどんどんグレードアップしていきますので、どういう状況で消防指令がこれから配給するかは、今の時点ではちょっとまだ分かりません。しかしながら、名古屋市との共同の指令運用になるということは、もう今協議会の中でスタートしてございますので、またおっつけその状況が分かりましたら議会へもお話をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○委員 中村英子君

指令が共同になっても、現場というものは、そのまま現場として機能するというお話だったかと思うんですね。ですから、現場というものはあくまで現場として機能する建物、また

あるいは敷地というものは確保しなければいけない状況は続くのではないかと思う。この現場がなくなってしまったら、ものすごく蟹江町民にとってデメリットになるわけですから、共同指令は共同でやってもらって、それはいいですけども、現場というものはきちんと現場として確保するという話になれば、これは駐車場やその訓練場が一体になっていないという不便さやデメリットというものが当然生じてくるわけなので、それはそれでどうするかということは考えなければいけないんですけども、現状では非常に難しいというふうに捉えざるを得ないということが一つですね。

それから、今部長の説明で、旧市街地もあるので、そこから安全に歩いてでもこのJRに行くというようなことも必要であるという話がありましたけれども、これ別に安全に歩くということは、別に歩道をきちんとすれば安全に歩けるわけだから、車と一体でなければいけないという理由にはならないと思うんですね。

ですので、ちょっと本当にこれは真剣に考えないと、その効果と利用というの、やれば何でもいいんです、お金ありますのでどんどん進んでいってもらえればいけれど、ほかの事業との関わりとか、優先順位の中で、これって本当にこれだけの長さのところでそれだけのお金と費用をかけ、ほかに道路もあるので、その道路のほうの整備をちゃんとどういうふうにするかということも考えれば、できる可能性もあるんですね。ですので、私としては一つの行け行けどんどんでやっていかどうかの課題ではないかというふうに思ったので、ちょっと質問をさせてもらったところです。

認定しても、認定は外せばいいだけのことなのであれですけども、ちょっとその辺のところで、ちゃんと全体の中での位置づけ、ここにかかる費用、そしてまたそこから得られるメリット、どのようなふうに捉えていいのかということは、よく考えるべきではないかなというふうに思いましたので、ちょっと申し上げたところです。

以上です。

○委員長 黒川勝好君

副委員長、ちょっと代わっていただいていいかな。

僕、ちょっとしゃべりたい。

いいですか。

すみません、今いろいろ中村さん言われたんですけども、私もJRの建設に対しては反対した人間です。けれども、議会の総意であるような立派なJRの駅舎ができました。そうすると、やっぱり皆さん期待するのは、せっかくあれだけの立派な駅ですもの、北も南もしっかりとした整備をしていただきたいと思っているのは実際だと思います。

それで、私も一般質問で質問させてもらった消防署への間、6、7年くらいかかるというようなことを言われたんですけども、そのときにまだ国費という言葉は一言も出ておらんのですね。今回、初めて国費という言葉聞かせていただきました。5年間で50%の国費を

いただけるということであれば、やっぱり皆さん一日も早くこの道は、道路は完成していただきたいという気持ちはあると思います。立派なJRができたんだものね。ですから、できればこれ早く認めていただいて、6月末からが対象になってくるのかな、日にち的に。その5年間に向けて全力で、総事業費の50%ってこれ大きいですよ、何か20億円か30億円ですか、何かそのぐらいの見積りしてしまった、その半分が国費で出るというんだから、これは相当大きなあれだと思いますので、これに乗って、一日も早くこの道路が開通していただくと本当に皆さん喜ばれると思う。

せっかくのいい話ですから進めていただきたいと、私からも、そう思いまして一言言わせてもらいました。

すみません。帰してもらっていいですか。

今帰ってきました。

○委員 中村英子君

委員長、そうですか。委員長、そういうお考えですね。

そうですね、それであと私が思うのは、駅前の広場はやっぱり必要ですよ、JRのあれができたから広場はやっぱり必要で、その広場はつくるということになっているので、広場はちゃんと古い建物を壊して、駅前ロータリーができるようなちゃんとしたものを設定してもらおうということは大事なことです。

それで、じゃ、東側の調整区域をどうするかという話も残っているわけで、じゃ、その東側の調整区域をどうするかといったときに、委員長言うように、道路立派にできていいんですけども、ただ、その目的とか、利用価値だとか、単に立派なものができればそれでいいよということの捉え方ではなくて、冷静にどれぐらいの利用者があって、どれぐらいのメリットがあるということがある程度計算できないと、ちょっとそれも考えものだなと思ったものですから、ちょっと意見を申し上げたところです。

それと東側の調整区域について、じゃ、これは全然めどの立っている話は聞いていないんですけども、じゃ、ここはずっと後でいいのかという話になるんですけども、何度も議会でも質問あったかもしれませんが、東側の調整区域については、現時点でどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、蟹江町の都市計画マスタープランでは、JR蟹江駅のその今言われた東側、あと近鉄蟹江駅の南側、あと近鉄富吉駅の南側について、まちづくり検討地区として位置づけをしております。その中でも近鉄富吉駅については、一步進んだ状態でまちづくり推進地区ということで、今、区画整理事業について手続きを進めている状況でございます。

続いて、近鉄南の宝地区については、地元の方が今熱心にいろいろと皆様を説得しながら

何とかまちづくりをしていこうということで動きがありまして、そこに今、町も関与しながら、今一緒になって勉強会を開いているような状況でございます。

その中で、今ご質問のありましたJRの東側の調整区域については、まだまだちょっと地元からの発議もないような状況でございます。今後、やはり町としては何らかまちづくりの手法を入れていくべき区域だということは認識はしておりますので、もう少し地元の熟度を見ながら、その辺はちょっとしっかりと地元の方と話し合いながら、今後進めていきたいと考えておりますので、今すぐにどういうまちづくりを進めていくというような町のビジョンはございませんが、まずはちょっと地元の方と話し合いを進めるということが第一歩かなと、今考えております。

以上でございます。

○委員長 黒川勝好君

よろしいですか。

これ、今回町道路線認定の話ですので、この程度に抑えておいてもらえませんか。東のほうは違うものね。

○委員 中村英子君

町道として認定してしまえば、もう認定してしまうと道路なんですから、それは分かりますけれども、それに関わる様々な問題点がありましたので、いくつも質問させてもらっていることなんですけれども。

○委員長 黒川勝好君

もちろんあります。

○委員 中村英子君

認定してしまえば、もうこれは今できていなくても道路として成立してしまうわけですから、だから、ちょっとそれに関わる様々な問題点について、今質問させてもらっておるところですので。

委員長の考えはよく分かりました。

○委員長 黒川勝好君

問題はいっぱいあります。

○委員 中村英子君

国のお金が半分来るなら、はい、やれということだね。

○委員長 黒川勝好君

せっかく金もらえるなら、はい、やれとっていて。

○委員 中村英子君

だけれども、国のお金も税金だからね、いろいろ考えなければいけない。

○委員長 黒川勝好君

ほかに何かございますか。

よろしいですか。

(なしの声あり)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対の方の意見を許します。

(発言する者なし)

よろしいですか。討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号「町道路線認定について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託をされておりました案件は全て終了いたしました。

委員長報告の作成につきましては、私にご一任願います。

これで防災建設常任委員会の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

(午後2時10分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 黒川 勝好